

## 市内路線バス上限運賃路線の運賃について

### 1 市内路線バス上限運賃政策について

利用者にとってわかりやすく、利用しやすい環境を整えるため、市内路線バス運賃について、初乗り 150 円・50 円刻み・上限 300 円とする上限運賃政策を、平成 23 年 10 月から実証実験を経て、平成 25 年 10 月から本格実施してきたものである。

### 2 市内路線バスの 10 月 1 日以降の運賃について

市内を運行するバス事業者 3 社（市営バス・南部バス・十鉄バス）との協議の結果、わかりやすさを維持しつつ、事業者の事業性を確保するため、運賃を初乗り 170 円・50 円刻み・上限 320 円に改定する。

### 3 運賃改定の理由

平成 23 年 10 月に運賃を改定して以降、運賃改定を行ってきていないが、人件費増加や今後の設備投資計画、昨今の燃料費上昇など、各事業者の事業性を確保するために行うものである。

### 4 運賃改定の経過

■実証実験時の改定（協議運賃）H23. 10. 1～H25. 9. 30（2 ヶ年）

旧運賃	130 円	140 円	150 円 ～190 円	200 円 ～240 円	250 円 ～290 円	300 円以上
新運賃	150 円			200 円	250 円	300 円

○わかりやすく使いやすい運賃により、利用者を増やす政策として、実証実験を行うこととし、運賃改定により発生する減収見込み額に対して、財政支援を行った。



■本格実施時（改定なし）H25. 10. 1～H26. 3. 31（6 ヶ月）

運賃	150 円	200 円	250 円	300 円
----	-------	-------	-------	-------

○実証実験前までは利用客が対前年比の平均で△3.3%の減少傾向であったものが、実証実験以降は、対前年比の平均でプラス 4.8%の増加に転じ、運送収入についても下げ止まりが見られることから自治体負担金なしで本格実施することとなった。



■消費税 8%導入時（据え置き）H26. 4. 1～

運賃	150 円	200 円	250 円	300 円
----	-------	-------	-------	-------

- 本格実施から半年しか経過していないため、わかりやすく使いやすい運賃による効果を維持していくため、運賃を据え置くこととした。
- 消費税による事業者の影響分について、自治体が別途負担を実施。



■今回の改定（一律 20 円上げ）R1. 10. 1～

旧運賃	150 円	200 円	250 円	300 円
新運賃	170 円	220 円	270 円	320 円

- わかりやすさを維持しつつ、事業者の事業性を確保するため、一律 20 円上げで協議が整っている。
- これまで実施してきた運賃据え置きによる事業者の影響分の自治体負担については実施しないこととした。

5 運行主体

八戸市交通部、岩手県北自動車(株)南部支社、十和田観光電鉄(株)

6 対象路線

市内を運行する路線（圏域路線を含む）

- ・市営バス：15 路線・・・鮫船、八戸駅線、岬台団地線ほか
- ・南部バス：28 路線・・・八戸駅線、八戸ニュータウン線、是川団地線ほか
- ・十鉄バス： 2 路線・・・十和田八戸線、八戸線

7 市民への周知方法

- ①広報はちのへ（9 月号を予定）、市ホームページに掲載
- ②バス停留所、バス車内等での周知

圏域路線バスの上限運賃については、改定に向けて国・県との調整や関係町村・バス事業者との協議を進めている